

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2025年9月25日
【会社名】	株式会社Geolocation Technology
【英訳名】	Geolocation Technology, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 敬介
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	静岡県三島市一番町18-22
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 山本 敬介は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年6月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲につきましては、当社は子会社がなく事業拠点が単一であることから、当社全体を重要な事業拠点とし、本事業拠点における、当社の事業目的に大きく関わる勘定科目に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。当社は、IPアドレスを活用したデータベース「SURFPPOINT」を構築し、その運営及び利用による各種サービスの提供を行うIP Geolocation事業や当期よりその他事業に区分しております。IPアドレスの売買の仲介を行う事業を行っており、事業の特性上、サービスの提供にあたって製品の生産を行っておらず、特定の費用に偏りが生じていないことを鑑みて、当社の事業目的に大きく関わる勘定科目に関しては、販売活動において多額に計上される勘定残高として、「売上高」、「売掛金」及び関連する勘定科目（前受金）を選定いたしました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスとして、税金計算・税効果会計プロセスについて、財務報告への影響を勘案し、評価対象に追加しております。なお、リスクが大きい取引を行っている事業又は業務はないため、上記以外に評価対象に追加しているものはありません。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。